

2020 年 6 月 26 日

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
前田建設工業株式会社
代表取締役 前田 操治

前田建設工業株式会社（以下「当社」といいます。）と前田総合インフラ株式会社（本店：東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号。以下「前田総合インフラ」といいます。）は、2020 年 4 月 6 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 6 月 26 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、前田総合インフラを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2020 年 6 月 26 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法施行規則第 200 条第 2 号所定の事項
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
前田総合インフラについて、吸収合併をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 同法第 785 条の規定による請求に係る手続の経過
前田総合インフラは当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3) 同法第 787 条の規定による手続の経過
前田総合インフラは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
 - (4) 同法第 789 条の規定による手続の経過
前田総合インフラは、2020 年 4 月 22 日付で官報に掲載して公告を行うとともに、同日付の個別通知により、債権者に対して催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法施行規則第 200 条第 3 号所定の事項
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併の要件を満たすため、吸

収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 同法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併の要件を満たすため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。なお、当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2020 年 4 月 22 日付の電子公告において、株主に対し、本合併に係る公告を行っております。

(3) 同法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、2020 年 4 月 22 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が前田総合インフラから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、前田総合インフラの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2020 年 7 月 2 日（予定）

7. 以上のほか、本合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書類

2020 年 4 月 22 日

各 位

吸収合併存続会社
東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 前田 操治

吸収合併消滅会社
東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
前田総合インフラ株式会社
代表取締役 田原 悟

前田建設工業株式会社（以下「前田建設」といいます。）及び前田総合インフラ株式会社（以下「前田総合インフラ」といいます。）は、2020 年 4 月 6 日付で、前田建設を吸収合併存続会社、前田総合インフラを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に係る吸収合併契約書を締結しました。なお、本吸収合併の効力発生日は、2020 年 6 月 26 日を予定しております。

本吸収合併について、前田建設においては会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、前田総合インフラにおいては会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項及び同第 782 条第 1 項第 1 号）
別紙 1 に記載の通りです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号及び同第 182 条第 1 項第 1 号）
前田建設は、吸収合併消滅会社である前田総合インフラの発行済株式全部を所有しているため、本吸収合併による新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。
3. 吸収合併の対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号及び同第 182 条第 1 項第 3 号）
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

- (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 5 号並びに第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号）

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

前田建設は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

前田建設は、前田道路株式会社（以下「前田道路」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う前田総合インフラへの貸付資金として、下記の通り金融機関 2 行と 900 億円を限度とするシンジケートローン契約を締結し、前田総合インフラに対して本公開買付けの決済資金及び諸費用の支払資金の貸付けを実施いたしました。

借入先 取引先金融機関 2 行
借入限度額 900 億円
借入金利 基準金利＋スプレッド
借入実行日 2020 年 3 月 18 日
返済期限 2021 年 3 月 10 日

なお、本公開買付けの結果、前田建設は 2020 年 3 月 19 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、前田道路を連結子会社といたしました。

- (2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号並びに第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 2 号）

ア 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

前田総合インフラは、下記のとおり前田建設からの借入れを行い、本公開買付けを実施いたしました。

借入先 前田建設
借入額 890 億円
借入金利 基準金利＋スプレッド
借入実行日 2020 年 3 月 18 日
返済期限 2021 年 3 月 10 日

イ 成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 に記載の通りです。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号及び同第 182 条第 1 項第 5 号）

前田建設及び前田総合インフラの資産及び負債の状況は、以下の通りです。

（単位：百万円）

	総資産の額	負債の額	純資産の額
前田建設 (2019 年 3 月期)	455,733 百万円	265,661 百万円	190,072 百万円
前田総合インフラ	確定した最終事業年度はありません。		

本吸収合併によって前田総合インフラから前田建設へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであるため、前田建設の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

効力発生日までの前田建設及び前田総合インフラの負担すべき債務の履行に支障をおよぼす事象の発生及びその可能性は、前田建設においては 2019 年 4 月 1 日から、前田総合インフラにおいては設立日である 2019 年 12 月 26 日から現在に至るまでの両社の資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本吸収合併の効力発生日までに予測される両社の資産及び負債の変動を考慮しても、現在のところ認識されておられません。

効力発生日以降における前田建設の負担すべき債務の履行に支障をおよぼす事象の発生及びその可能性も、現在のところ認識されておられません。

以上により、効力発生日以降における前田建設の債務につき、履行の見込みがあるものと判断します。

7. 上記 1 乃至 6 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号及び同第 182 条第 1 項第 6 号）

上記 1 乃至 6 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することと致します。

以上

別紙 1

吸収合併契約書
(添付の通り)



吸収合併契約書

前田建設工業株式会社（以下「甲」という。）及び前田総合インフラ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 : 吸収合併存続会社

商 号 : 前田建設工業株式会社

本 店 : 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

(2) 乙 : 吸収合併消滅会社

商 号 : 前田総合インフラ株式会社

本 店 : 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

第3条（合併対価の交付等）

甲は、乙の全株式を所有しており、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭その他の財産の交付を行わない。

第4条（増加すべき資本金の額等）

本合併に際して甲の資本金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年6月26日とする。

但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、変更することができる。

第6条（株主総会等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき、甲の株主総会の決議による承認を受けることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき、乙の株主総会の決議

による承認を受けることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、甲に対し、本効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぐ。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日後本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（合併条件の変更等）

本効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、合併条件を変更し、又は本合併を中止することができる。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、各契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないときは効力を失うものとする。

第11条（その他）

本契約に定めるもののほか、本合併に必要な事項は、本合併の主旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

以上

上記合意内容を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

2020 年 4 月 6 日

甲：

東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前田 操治



乙：

東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

前田総合インフラ株式会社

代表取締役 田原 悟



吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表
(添付の通り)

貸借対照表

2019年12月26日 現在

前田総合インフラ株式会社

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】 現 金 及 び 預 金 資産の部合計	500,000		
	500,000		
		負債の部合計	0
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	500,000
		資 本 金	250,000
		利 益 準 備 金	250,000
		純資産の部合計	500,000
	500,000	負債・純資産の部合計	500,000